

# 離婚届

令和元年6月7日届出

(あて先) 青森県弘前市長

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 号	第 号
送付 令和 年 月 日	長印
第 号	
告知調査	戸籍記載
記載調査	調査票
附票	住民票
	通知

この欄は記入不要です

(1) 氏名	夫 弘前 城	妻 弘前 桜		
生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日	昭和 〇年 〇月 〇日		
住所	弘前市大字白銀町 1番地 1	弘前市大字りんご町 一丁目 2番地 3		
(住民登録をしているところ)	(アパート名など) 弘前アパート204号	(アパート名など)		
世帯主の氏名	弘前 城	弘前 桜		
本籍	弘前市大字白銀町 1番地 1			
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 弘前 城			
父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母は他の欄に書いてください)	夫の父 弘前 太郎	続き柄 長 男	妻の父 白神 富士男	続き柄 二 女
母	弘前 花子		母 白神 雪子	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決			
(4) 前年の氏に なる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
成年の子の名	夫が親権を行う子 弘前一郎、弘前二郎 妻が親権を行う子 白神雪子			
居期間	平成 〇年 〇月 から 令和 〇年 〇月 まで (同居を始めたとき)			
居する前の所	弘前市大字白銀町 1番地1 弘前アパート 番 号 204号			
居する前の世帯のおもな事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(10) 夫婦の職業	(国勢調査の年... 年の4月1日から翌年の3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 弁護士 妻の職業 看護師			
その他	押印は任意です。			
届出人署名押印	夫 弘前 城	妻 弘前 桜		
事件簿番号				
住所を定めた年月日	夫 記入不要 日 妻 年 月 日			
連絡先	電話 090 -1234 5678 夫 妻 080 -9876 5432			

字訂正 字加入 字削除
訂正印
弘前城
弘前桜

届出人それぞれが署名してください。届出人欄に任意で押印をした場合には、押印でもOKです。

届出人の印をご持参ください

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。届出は、1通でさしつかえありません。この届出を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

[そのほかに必要なもの]  
 調停離婚のとき→調停調書の謄本  
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
 和解離婚のとき→和解調書の謄本  
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

届出人等	夫	妻	使者
本人確認	確認種別 1号 免・旅・( ) 2号 保・年・( )	有・無 1号 免・旅・( ) 2号 保・年・( )	有・無 1号 免・旅・( ) 2号 保・年・( ) 3号
通知	有・無	有・無	
不受理確認	有・無	有・無	
本籍担当			
確認時刻			

この欄は記入不要です

押印は任意です。

証人		(協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	弘前 花子	白神 雪子	
生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日	昭和 〇年 〇月 〇日	
住所	弘前市大字白銀町 1番地 1	弘前市大字りんご町 一丁目 2番地 3	
本籍	弘前市大字白銀町 1番地 1	同上	

証人が同じ名字の場合でも印は別々のものを押してください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

夫婦間での話し合いで決めた離婚は全て「協議離婚」です。協議離婚の場合は、離婚する当事者以外の成人2人が証人欄に署名する必要があります。

「和解」や「調停」等、協議離婚以外は裁判上の離婚で、裁判所からの書類が必要です。裁判上の離婚の場合、証人欄に署名は不要で、届出人も夫婦の一方となります。

司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp